

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第 1 号

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、佐賀県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者

(2) その他佐賀県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(参考人)

第 5 条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、佐賀県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

- 2 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和 33 年佐賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略			略		
いじめ問題対策委員会 の委員	略		いじめ問題対策委員会 の委員	略	
			<u>佐賀県教育職員免許状 再授与審査会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職 6 級</u>